

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第9号

令和7年7月15日施行

揖斐川中部漁業協同組合

揖斐川中部漁業協同組合
内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、揖斐川中部漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、こい、うなぎ、おいかわ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣（餌釣・籠釣・毛針釣・ルアー釣・友釣・がり・ころがし）、たも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
友 釣	掛針は2段迄とする。
た も 網	たも網の口径は40cm以下とする。

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	禁 止 期 間
が り ころがし	1月1日から10月1日 午前8時まで
あゆの餌釣	1月1日から8月15日まで
あゆの籠釣	

あゆの毛針釣	1月1日から7月15日まで禁止する (粕川滝の堰堤より上流に限る)
--------	--------------------------------------

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日までの期間内で 組合が定めて公表する期間
あ ま ご	3月1日から9月30日まで
こ い う な ぎ お いかわ う ぐ い	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ魚種
① 揖斐川西平発電所堰堤下流端から下流 150mまでの間の区域	1月1日から 12月31日まで	全魚種
② 揖斐川平野庄橋下流に設置された国土交通省第6床固堰堤上流端から上流70m、下流70mの間の区域	4月15日から 8月15日まで	
③ 揖斐川西濃用水頭首工堰堤上流端から上流150m、下流50mの間の区域	1月1日から 12月31日まで	
④ 揖斐川神戸大橋下流に設置された国土交通省第7床固堰堤上流端から上流20m、下流20mの間の区域	1月1日から 12月31日まで	
⑤ 揖斐川揖斐川町脛永地先国土交通省第8床固堰堤中心から上流20m、下流20mの間の区域	1月1日から 8月15日まで	

⑥ 粕川下流左岸砂利プラント地先に設置された床固堰堤上流端から上流 20m、下流 30mの間の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
⑦ 粕川支流美束川の支流東谷全域	① 2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで ③ 2030 年 1 月 1 日から 2032 年 12 月 31 日まで	
⑧ 粕川支流美束川の支流西谷全域	② 2027 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日まで ④ 2033 年 1 月 1 日から 2033 年 12 月 31 日まで	

(全長の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ま ご	15 センチメートル
こ い	20 センチメートル
う な ぎ	30 センチメートル
う ぐ い	10 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算 料
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手釣・竿釣 (餌釣・籠釣・毛針釣 ・ルアー釣・友釣・ がり・ころがし)・た も網	2,500 円	10,000 円	2,000 円
あまご、こい、うな ぎ、うぐい、おいかわ (以下「雑魚」とい う。)	手釣・竿釣 (餌釣・毛針釣・ ルアー釣)・たも網	800 円	4,000 円	800 円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳、書類等を提示しなければならない。

区 分	遊 漁 料					
	あ ゆ		現 場 加算料	雑 魚		現 場 加算料
	日 釣	年 釣		日 釣	年 釣	
中 学 生 以 下	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
70 歳以上の者	1,500 円	6,000 円	2,000 円	400 円	2,500 円	800 円
心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	1,000 円	5,000 円	2,000 円	400 円	2,000 円	800 円

- 3 遊漁料は、組合の掲示板（ウェブサイトを含む）で指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には第1項及び2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名、住所
 - （2）承認期間
 - （3）魚種
 - （4）漁具・漁法
 - （5）遊漁区域
 - （6）遊漁料の額
 - （7）注意事項
 - （8）その他参考となるべき事項
 - （9）発行者名
- 2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
- 3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和7年7月15日から施行する。